

牧草に含まれる放射性物質の調査結果について

1 調査結果

県環境放射線監視センター 6/15(6/15採取分)

地域	市町村名	品目	放射能濃度(Bq/kg) 〔上段:放射性ヨウ素〕 〔下段:放射性セシウム〕											
			第1回		第2回		第3回		第4回		第5回		第6回	
			採取日	測定値	採取日	測定値	採取日	測定値	採取日	測定値	採取日	測定値	採取日	測定値
県北	常陸太田市	牧草	—	—	5/12	検出せず 860	5/25	検出せず 230	6/1	検出せず 178	6/8	検出せず 220	6/15	検出せず 204
	大子町	牧草	—	—	5/12	検出せず 56	5/25	検出せず 450	6/1	検出せず 50	6/8	検出せず 18	6/15	検出せず 45
	常陸大宮市	牧草	5/9	11 148	5/12	検出せず 120	5/25	検出せず 129	6/1	検出せず 103	6/8	検出せず 240	6/15	検出せず 58
県央・鹿行	城里町	牧草	—	—	—	5/25	検出せず 145	6/1	検出せず 139	6/8	検出せず 99	—	—	
	鉾田市	牧草	—	—	—	5/25	検出せず 92	6/1	検出せず 105	6/8	検出せず 126	—	—	
	石岡市	牧草	5/9	17 340	—	5/25	検出せず 210	6/1	検出せず 149	6/8	検出せず 82	—	—	
県南・県西	阿見町	牧草	—	—	5/12	検出せず 340	5/25	検出せず 450	—	—	6/8	検出せず 79	6/15	検出せず 131
	守谷市	牧草	—	—	5/12	検出せず 560	5/25	検出せず 137	6/1	検出せず 132	6/8	検出せず 69	6/15	検出せず 53
	境 町	牧草	5/9	11 99	5/12	検出せず 85	5/25	検出せず 61	6/1	検出せず 13	6/8	検出せず 検出せず	6/15	検出せず 検出せず

注：アンダーラインは、基準値を超えたもの。

牧草等の放射性物質の暫定許容値

	放射性ヨウ素	放射性セシウム
乳用牛(経産牛及び初回交配以降の牛)	70 Bq/kg	300 Bq/kg
肉用牛(出荷前 15か月以降の牛)	農産物の出荷制限地	
その他の牛(乳用牛及び肉用牛以外の育成牛、繁殖牛等)	域外※で生産	5,000 Bq/kg

※野菜類の放射性ヨウ素は暫定規制値(2,000Bq/kg)を上回っていない地域

2 調査結果を踏まえた県内の対応

(1)飼養管理の区分

地 域	地域に属する市町村	乳用牛	肉用牛	その他の牛
県 北	北茨城市, 高萩市, 日立市, 常陸太田市, 常陸大宮市, 大子町	○ (牧草の給与は, <u>6月1日以降</u> に 刈り取った再生 草に限る)	○ (牧草の給与は, <u>6月1日以降</u> に 刈り取った再生 草に限る)	○
県央・鹿行	水戸市, ひたちなか市, 那珂市, 笠間市, 石岡市, 小美玉市, 茨城町, 城里町, 大洗町, 東海村, 銚田市, 行方市, 鹿嶋市, 潮来市, 神栖市, 土浦市, かすみがうら市, 稲敷市, 河内町, 利根町	○ (牧草の給与は, <u>5月25日以降</u> に 刈り取った再生 草に限る)	○ (牧草の給与は, <u>5月25日以降</u> に 刈り取った再生 草に限る)	○
県南・県西	つくば市, 牛久市, 取手市, 守谷市, 龍ヶ崎市, つくばみらい市, 阿見町, 美浦村, 桜川市, 筑西市, 下妻市, 常総市, 坂東市, 結城市, 古河市, 八千代町, 境町, 五霞町	○ (牧草の給与は, <u>6月1日以降</u> に 刈り取った再生 草に限る)	○ (牧草の給与は, <u>6月1日以降</u> に 刈り取った再生 草に限る)	○

○：放射性物質の暫定許容値を下回る場合 ×：放射性物質の暫定許容値を上回る場合

(2)当面の対応

①全域の全ての牛(表の「○」)

- ・刈り取った牧草の給与及び放牧が可能である。

ただし、

- ・県央・鹿行地域の乳用牛, 肉用牛に牧草を給与する場合, 5月25日以降に刈り取った牧草(再生草に限る)に限る。
- ・県北地域及び県南・県西地域の乳用牛, 肉用牛に牧草を給与する場合, 6月1日以降に刈り取った牧草(再生草に限る)に限る。

②暫定許容値を上回った牧草の取扱い

- ・県内の牧草は, これまでのモニタリング調査の結果, 放射性セシウムの濃度は, 最大でも 5,000Bq/kg を下回っていることから, 他の飼料との分別管理を徹底した上で, 育成牛や肉用繁殖牛(最終妊娠期間中の牛を除く)に給与できる。
- ・飼料として利用する見込のない牧草については, 以下の方法により処分する。

一般廃棄物として

- ・埋却若しくは自治体が定める方法
- ・そのままほ場にすき込む若しくはほ場内で腐熟化等した上ですき込む